

意見書案第23号

令和6年9月26日提出

令和6年9月26日可決

提出者 市議会議員 中 里 武
同 横 山 勝 彦
同 角 田 修 一

ブラッドパッチ療法の先進医療体制の充実等を求める意見書

交通事故、スポーツ外傷、落下事故などで受けた強い衝撃によって発症する脳脊髄液減少症によって頭痛や目まい、吐き気など様々な症状に苦しんでいる患者の声が全国各地から寄せられ、平成28年度より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となり、それまで高額だった治療費が抑えられるようになった。

また、令和6年度の診療報酬改定において高度な技術を必要とするブラッドパッチ療法の診療報酬が6月1日から引き上げられた。

公的にも脳脊髄液減少症の治療法としてブラッドパッチ療法の評価が確立されつつあるが、全国的に専門的な診療を実施している医療機関が少ないことから患者の社会復帰に時間がかかる傾向にあり、特に子どもたちはその間、学校に通えず、その後の成長に大きな影響を及ぼすおそれがある。昨年、尾道市立市民病院が行った調査によると、脳脊髄液減少症の患者800人のうち、約35%が18歳未満であり、ブラッドパッチ治療後に70%以上が復学できたという結果が出ている。

また、公的な研究報告によると脳脊髄液減少症の症状において約10%が保険適用の要件である起立性頭痛がみられないため保険適用が受けられなくなっている。

よって、国においては、脳脊髄液減少症の患者の早期社会復帰を進めるとともに公平な医療の提供を実現するために、以下の事項について適切な措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、全国各地にブラッドパッチ療法の先進医療拠点病院の充実を図ること。
- 2 脳脊髄液減少症について子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
- 3 脳脊髄液減少症の症状として起立性頭痛がみられない場合の保険適用に向けて検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣

前橋市議会議員 笠 原 久